

市民サービスグループだより

平成26年10月

～登別地区において、人と旗の波街頭啓発運動を実施～

実施日:平成26年9月24日(水) 7:30



当日は、約120名の方に参加いただき、通行する多くのドライバーに安全運転と交通事故防止を呼びかけることができました。ご協力ありがとうございました。

今後とも交通安全運動の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

【参加団体】

登別市連合町内会及び関係町内会（登別地区及び登別温泉地区連合町内会）、老人クラブ（中登別町老人クラブ百寿会、登別老友高砂会、登別汐見会、芙蓉会）、室蘭地区安全運転管理者協議会登別地区事業所、登別市シルバー人材センター、登別市シルバー交通安全推進員会

【主催】 登別市、登別市交通安全協会

【共催】 室蘭警察署

【今後の人と旗の波街頭啓発運動の日程】

- 若草・青葉地区 11月11日(火) 7:30～8:10
- 富岸地区 11月11日(火) 14:30～15:00

上記のとおり実施してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。
実施につきましては、連合町内会を通じてご案内いたします。

■ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の 交通事故にご注意ください

日没が早くない夜が長くなる10月から年末にかけて、夕暮れ時から夜間の交通事故が多く発生します。特に、午後4時から午後8時にかけては、歩行者の死亡事故が多く、その主な原因は、信号無視や横断歩道のない場所を横断したことによるものです。

また、夜間は歩行者から車が見えていても、運転者からは歩行者が見えにくくなることも原因の一つです。



【運転者は】

夕暮れ時から夜間には、歩行者などの発見がしにくくなるので、交差点では徐行し、しっかり安全確認しましょう。

【家庭では】

夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装と夜光反射材を着用しましょう。

夕暮れ時は早めの点灯を心がけましょう

歩行者を見かけたら、「渡ってくるかもしれない。」「横断中立ち止まるかもしれない。」と常に心がけましょう。

■ 万が一の事故に備えて 市民交通傷害保険に加入しませんか？

市では、市民の皆様が万一交通事故に遭遇した場合の保障制度として、「市民交通傷害保険」を取り扱っており、平成26年度については、9月末現在で約1,370人の方がご加入されております。日没が早くない、運転手から歩行者が見えづらくなることで事故に巻き込まれる可能性が増えてきます。

年齢制限はなく、どなたでも簡単に申し込みができますので、まだ加入されていない方はぜひご加入下さい。

★★★ 保険金は、次のような事故のときに支払われます ★★★

・車にはねられてケガ ・バイク、自転車で転倒してケガ ・搭乗している車両の事故によるケガ など

※ 車両にかかるケガが対象のため、歩行中の転倒によるケガは対象になりません。

◆ 保険掛金 1口 240円(一人2口まで加入できます)

※上記保険掛金は、10月の掛金となり、加入月で40円ずつ下がります。)

◆ 保険期間 加入時から平成27年3月31日まで

◆ 保障内容(1口につき) ・死亡保険金 100万円 ・通院保険金 5千円~12万円

◆ 申込場所 登別市役所 本庁 1階 2番窓口(市民サービスグループ)、各支所、若草分室

◆ お問合せ先 登別市市民サービスグループ 85-2139